

平成27年度文部科学省受託事業
「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進

柔道整復師養成分野に係る第三者評価モデル事業の実施及び別分野に係る
第三者評価モデル事業に取り組む他のコンソーシアムとの連絡調整並びに
「職業実践専門課程」の第三者評価に関する標準的システムの概念設計

事業成果報告書

平成28年3月

柔道整復師養成分野における第三者評価システム構築コンソーシアム
代表機関 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

はじめに

平成 26 年度から文部科学省では、職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上のため、職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進事業として第三者評価システムの構築事業（以下「本事業」という。）を継続事業として実施しています。

当機構では引続き、柔道整復師関係団体、柔道整復師養成指定施設の専門学校、大学評価等の有識者、行政関係者等とコンソーシアムを構築し、代表機関として柔道整復師養成分野の第三者評価システム事業等の運営を行いました。

本年度は、昨年度策定したモデル評価のための第三者評価システムに基づき、実用化を進めるためのモデル事業の実施と、同様の事業を実施している 11 の分野における第三者評価事業の成果をもとに、職業実践専門課程の第三者評価に関する標準的なシステムの概念設計に取り組んでまいりました。

このたび、本年度の事業終了にあたり、事業成果を取りまとめ本書を刊行いたします。この報告書が専修学校教育の質の保証・向上を図るための先進的な取組みである第三評価システムの推進と、専修学校における学校評価の進展に寄与することができれば幸いです。

本事業の実施にあたり、モデル事業実施委員会及び第三者評価システム構築委員会、学校評価調査検討部会の委員の皆様方にはご多用のところ、ご指導・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、当機構では、11 のコンソーシアムの連絡調整会議、共同発表として東京、大阪で開催した第三者評価フォーラムの事務局を務めました。会議等についてご協力いただいた各コンソーシアムの皆様、ご指導・ご助言を賜りました協力者会議委員の川口昭彦先生、前田早苗先生に深く感謝を申し上げます。

とりわけ、モデル評価の実施に際し、校務ご多繁のなかにもかかわらず、積極的にご参加いただいた呉竹医療専門学校、信州医療福祉専門学校、東洋医療専門学校の理事長、校長先生をはじめ教職員の先生方、評価委員としてご尽力いただいた日本柔道整復師会の先生方に厚く御礼を申し上げます。

最後に、第三者評価フォーラム開催等本事業の推進にご支援・ご協力いただいた全国専修学校各種学校総連合会、大阪府専修学校各種学校連合会、東京都専修学校各種学校協会の関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

平成 28 年 3 月

柔道整復師養成分野における第三者評価システム構築コンソーシアム
代表機関 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構
理事長 茅 野 祐 子

目 次

はじめに

第1章 事業の概要 1

- 1 事業目的と内容
- 2 事業の推進体制
- 3 スケジュール
- 4 事業の成果物

第2章 柔道整復師養成校における第三者評価モデル事業の実施 10

- 1 第三者評価モデル事業実施計画
- 2 モデル事業に適用する第三者評価システム
- 3 柔道整復師養成校の概要
- 4 モデル事業の実施状況
- 5 モデル事業の検証

第3章 別分野に係る第三者評価モデル事業に取り組む他のコンソーシアムとの 連絡調整 35

- 1 連絡調整会議の目的
- 2 連絡調整会議の開催
- 3 評価員研修会の開催
- 4 第三者評価フォーラムの開催

第4章 「職業実践専門課程」第三者評価に関する標準的なシステムの概念設計 40

- 1 標準的な第三者評価システム構築の意義と目標
- 2 標準的な第三者評価システム構築のための全体計画
- 3 第三者評価システム構築委員会等における検討状況
- 4 職業実践専門課程の第三者評価 共通項試案

第5章 まとめ 48

【資料 1：事業全般に関する資料】 49

- 1 「職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性」について
- 2 職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性（PPT 版）

【資料 2：第三者評価モデル事業に関する資料】 61

- 1 第三者評価報告書
 - ① 呉竹医療専門学校
 - ② 信州医療福祉専門学校
 - ③ 東洋医療専門学校
- 2 評価担当部会・第三者評価委員会の開催記録
 - ① 平成 27 年度第三者評価モデル事業 調査対象校及び審査日程
 - ② 評価担当部会及び第三者評価委員会における審査状況
- 3 評価業務関係様式等
 - ① モデル評価事業協定書
 - ② 評価担当部会用・評価シート
 - ③ 訪問調査・ヒアリングシート
- 4 学生インタビュー関係規程等
 - ① 学生インタビュー実施要領
 - ② 学生インタビューの進行手順及び留意事項等
- 5 評価委員養成研修における配付資料
 - ① 医学教育分野の質保証とグローバルスタンダード
 - ② 柔道整復師養成分野における第三者評価基準と評価方法の理解
- 6 評価委員アンケート調査結果
- 7 モデル校アンケート調査結果

【資料 3：各コンソーシアムとの連絡調整に関する資料】 189

- 1 評価委員研修会における配付資料
 - ① 専修学校職業実践専門課程第三者評価について
 - ② 第三者評価における評価者の役割と業務

【資料 4：第三者評価システム構築事業に関する資料】 215

- 1 職業実践専門課程の第三者評価(計画中)と技術者教育の第三者評価（JABEE 審査）のプログラム評価としての特徴の比較
- 2 職業実践専門課程における第三者評価のあり方について
- 3 専門学校と業界との連携に関する調査結果

第1章 事業の概要

1 事業目的と内容

(1) 事業のテーマ

柔道整復師養成分野に係る第三者評価モデル事業の実施及び別分野に係る第三者評価モデル事業に取り組む他のコンソーシアムとの連絡調整並びに「職業実践専門課程」の第三者評価に関する標準的システムの概念設計

(2) 事業の目的

- ① 柔道整復師養成分野に係る教育活動等の質を保証するため、昨年度事業において作成した第三者評価システム原案及び第三者評価基準書素案をもとに柔道整復師養成校3校を対象に第三者評価モデル事業を実施しシステム等の点検を行う。(以下「第三者評価モデル事業」という。)
- ② 各コンソーシアムにおける第三者評価モデル事業を円滑に推進するため、他のコンソーシアムと情報の共有化、進捗状況の相互確認を図るための連絡調整等を行う。(以下「コンソーシアム連絡調整」という。)
- ③ 昨年度の8コンソーシアムにおける先進的取組及び今年度から開発に参加する3コンソーシアムの取組をもとに、職業実践専門課程における第三者評価システムの課題を整理し、職業分野別評価を含む評価システムのあり方を検討し、各分野で共通に適用できるような枠組を持った標準的な第三者評価システムの概念設計を行う。(以下「第三者評価システム構築事業」という。)

(3) 事業の内容

① 第三者評価モデル事業

柔道整復師養成分野の専門学校3校を選定し、第三者評価システム原案に基づき、評価の各ステップの実施状況及び評価基準等の適否を点検する。その過程で特に次の点においてシステムのよりよい運用方法を検討し、モデル事業の実施結果をまとめる。

- ・モデル評価受審校に対する評価システムの理解や提出資料の作成方法等に関する事前説明の要点
- ・モデル事業の評価委員に関し、選任方法、評価システムや評価基準への共通理解の醸成方法、評価判断等の審査の要点
- ・モデル評価受審校アンケート調査、評価委員ヒアリング調査によるモデル事業実施関係者の意見集約

② コンソーシアム連絡調整

11 のコンソーシアムが参加する連絡調整会議を開催し、各コンソーシアムの事業の進捗状況や課題に関する意見交換を通じて事業の円滑な推進を図る。また、次の取組を協力して実施する。

- ・各コンソーシアムのモデル事業評価委員を対象とする共通の研修資料の作成及び合同研修の実施
- ・東京と大阪で開催するフォーラムにおいて、モデル事業の実施状況報告

③ 第三者評価システム構築事業

職業実践専門課程の各分野で共通に適用できるような枠組を持った第三者評価システムを構築するために、次の点を検討しシステムの概念について論点と方向性をまとめる。

- ・各コンソーシアムの取組成果をもとに、それぞれの評価システムの構造及び分野の特性を分析
- ・標準的な第三者評価システム構築の検討資料として、大学評価等の制度調査、専門学校と業界との連携に関する調査を実施
- ・第三者評価システムの標準的な構造、職業分野別評価の取扱いなど、今後の第三者評価システム実用化のために求められる概念の検討
- ・東京と大阪で開催するフォーラムにおいて、標準的な第三者評価システムの概念に関する論点と方向性を報告し、意見を聴取（モデル事業と共催）

2 事業の推進体制

(1) コンソーシアムの構成

本事業は、特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構（以下「機構」という。）と次の柔道整復師関係 4 団体で構成するコンソーシアムで実施することとし、代表機関は機構とし、コンソーシアムの事務局は機構内に設置した。

- ・公益財団法人柔道整復研修試験財団
- ・公益社団法人全国柔道整復学校協会
- ・公益社団法人日本柔道整復師会
- ・一般社団法人日本柔道整復接骨医学会

事業受託代表機関 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構について

設立の経緯

平成 15 年 専修学校構想懇談会（東京都及び社団法人東京都専修学校各種学校協会を中心に、今後の専修学校の振興策を検討するために組織された懇談会）報告にお

いて、社会からの信頼性向上のための仕組みとして学校評価への取組の強化のため、専門学校の評価システムの構築運用するための推進組織を設置することが提言された。

平成 16 年 専門学校等の第三者評価機関として、NPO 法人私立専門学校等評価研究機構設立

平成 17 年 学校評価検討委員会を設置。評価システムの検討・構築

平成 18 年 第三者評価のモデル事業を実施(4校)

平成 19 年 第三者評価事業を開始(8校)

平成 20 年 自己評価のための「自己点検ブック」を発行

平成 23 年 「自己点検ブック(改訂版)」を発行

平成 26 年 文部科学省ガイドラインに準拠した「学校評価ハンドブック」を発行

平成 19 年から平成 26 年度までに、第三者評価事業を延べ 37 校で実施

(2) 各事業の組織構成及び委員

本事業は前記(2)の3つの目的を達成するため、次のとおり担当組織を分けて進めることとした。それぞれの組織は事業目的の違いから活動形態は異なるが、事業展開の重要な局面においては相互の情報交流を図り、全体として職業実践専門課程における第三者評価制度の構築へ向けた活動を行うこととした。

① 第三者評価モデル事業



モデル事業実施委員会をはじめとする委員会、各部会の委員は次のとおりである。

モデル事業実施委員会（11 名）

（50 音順）

加藤 征	公益社団法人 全国柔道整復学校協会 副会長
工藤一彦	一般社団法人 日本技術者教育認定機構 業務執行理事
坂本 歩	公益社団法人 東洋療法学校協会 会長
菅野国弘	全国専修学校各種学校総連合会 事務局次長
関口正雄	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 理事
高田照之	東京都生活文化局私学部私学行政課長
高橋善夫	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 第三者評価部会長
萩原正和	公益社団法人 日本柔道整復師会 副会長
福島 統	公益財団法人 柔道整復研修試験財団 代表理事
山口登一郎	一般社団法人 日本柔道整復接骨医学会 理事
山野晴雄	多摩地区高等学校進路指導協議会 顧問

※ 委員長は福島統氏が就任

第三者評価委員会（3 名）

関口正雄	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 理事
萩原正和	公益社団法人 日本柔道整復師会 副会長
福島 統	公益財団法人 柔道整復研修試験財団 代表理事

評価担当部会（16 名、1 部会 6 名・3 部会設置）

ア 教育専門家又は学識者（1 部会に 1 名参加。各部会の部会長に就任）

高橋善夫	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 第三者評価部会長
松本泰治	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 第三者評価部会長
弘田哲雄	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 第三者評価部会長

イ 柔道整復師養成の教職員（事務局長又は柔道整復師学科の学科長以上）
（１部会に２名参加）

辻坂圭央	東洋医療専門学校 柔道整復師学科学科長
古川清裕	信州医療福祉専門学校 副校長
細野 昇	呉竹医療専門学校 校長
渡辺三郎	東京メディカル・スポーツ専門学校 教務部長
中尾根靖司	東京柔道整復専門学校 理事・管理部長
山下立次	朝日医療専門学校岡山校 校長

ウ 柔道整復師（１部会に２名参加）

大藤忠昭	公益社団法人 群馬県柔道整復師会 会長
深澤雅浩	公益社団法人 群馬県柔道整復師会 副会長
浜口高史	公益社団法人 東京都柔道整復師会 経理部長
金子茂雄	公益社団法人 東京都柔道整復師会 事業部長
田澤裕二	公益社団法人 神奈川県柔道整復師会
深井伸之	公益社団法人 東京都柔道整復師会 学術部長

エ 公認会計士（各部会に参加）

清水秀樹	清水公認会計事務所
------	-----------

審査会（３名）

第三者評価に関する有識者・学事行政に関する有識者・法曹関係者を予定。

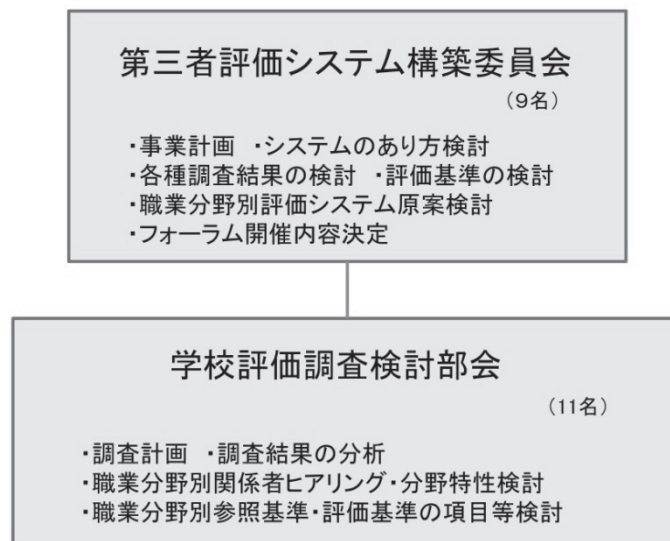
② コンソーシアム連絡調整



コンソーシアム連絡調整会議の構成員（11 団体）

No.	事業名	実施機関
1	ファッション分野における職業実践専門課程の質保証の評価を推進する事業	学校法人文化学園 文化服装学院
2	情報・IT系職業実践専門課程における第三者評価の評価基準・体制の構築	学校法人岩崎学園 情報科学専門学校
3	ゲーム・CG分野職業実践専門課程における教員養成と第三者評価の構築	学校法人中央情報学園 早稲田文理専門学校
4	職業実践専門課程の美容分野における質保証・向上を推進するための学校評価制度の開発と構築	学校法人メイ・ウシヤマ学園ハリウッド ビューティ専門学校
5	介護福祉士に特化した第三者評価項目に基づく各養成施設への評価実施とその成果実証	学校法人敬心学園 日本福祉教育専門学校
6	理学療法・作業療法の職業実践専門課程の第三者評価等に係る先進的取組の推進	学校法人福田学園 大阪リハビリテーション専門学校
7	自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価について	全国自動車大学校・整備専門学校 協会
8	柔道整復師養成分野に係る第三者評価モデル事業の実施及び別分野に係る第三者評価モデル事業に取組む他のコンソーシアムとの連絡調整並びに「職業実践専門課程」の第三者評価に関する標準的システムの概念設計	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構
9	職業実践専門課程の調理師養成分野における質保証・向上を推進するための第三者評価システムの構築と評価モデル開発	公益社団法人 全国調理師養成施設協会
10	動物系職業実践専門課程における評価者の養成と第三者評価基準の構築	一般社団法人 全国動物専門学校協会
11	職業実践専門課程の観光分野に係る第三者評価システムの構築	学校法人日本ホテル学院 専門学校日本ホテルスクール

③ 第三者評価システム構築事業



第三者評価システム構築委員会と学校評価調査権当部会の委員は次のとおりである。

第三者評価システム構築委員会(9名)

(50 音順)

大久保力	東京経営者協会 顧問 職業人教育学会 会長
川口昭彦	独立行政法人 大学評価・学位授与機構 顧問
工藤一彦	一般社団法人 日本技術者教育認定機構 業務執行理事
古賀稔邦	学校法人電子学園 日本電子専門学校 校長
菅野国弘	全国専修学校各種学校総連合会 事務局次長
関口正雄	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 理事
福島 統	公益財団法人 柔道整復研修試験財団 代表理事
前田早苗	国立大学法人千葉大学 普遍教育センター 教授
山野晴雄	多摩地区高等学校進路指導協議会 顧問

※ 委員長は関口正雄氏が就任

学校評価調査権当部会 (11 名)

小林 克也	文化服装学院 学務部学務課長
植田 威	学校法人岩崎学園 理事・総務部長 (兼) 経営企画部長
丸山一彦	早稲田文理専門学校 副校長
川島鋼太郎	ハリウッドビューティ専門学校 国際交流センター長
小杉泰輔	日本医学柔整鍼灸専門学校 事務部長
越智久雄	大坂リハビリテーション専門学校 校長
大西純一	全国自動車大学校・整備専門学校協会 事務局長
高橋 稔	特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構 調査研究スタッフ
菅谷弘文	公益社団法人全国調理師養成施設協会 専務理事
坂元祥彦	宮崎ペットワールド専門学校 校長
黒須健二郎	学校法人日本ホテル学院 総経部長

※ 委員名及び役職は平成 28 年 2 月現在

④ 事務局

事務局は、各委員会・部会の運営、専門学校・関係団体との連絡調整、各コンソーシアムとの連絡及び事業の会計処理その他の業務を担当した。事務局員にはコンソーシアム代表機関の事務局から従事した。

真崎裕子	特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 事務局長	
金城義之	同上	評価スタッフ
高橋 稔	同上	評価スタッフ

3 スケジュール

各事業は、それぞれの委員会における方針検討、各委員会及びコンソーシアム連絡調整会議間で事業運営を調整しながら、次頁図のとおり実施した。

4 事業の成果物

(1) 出版物

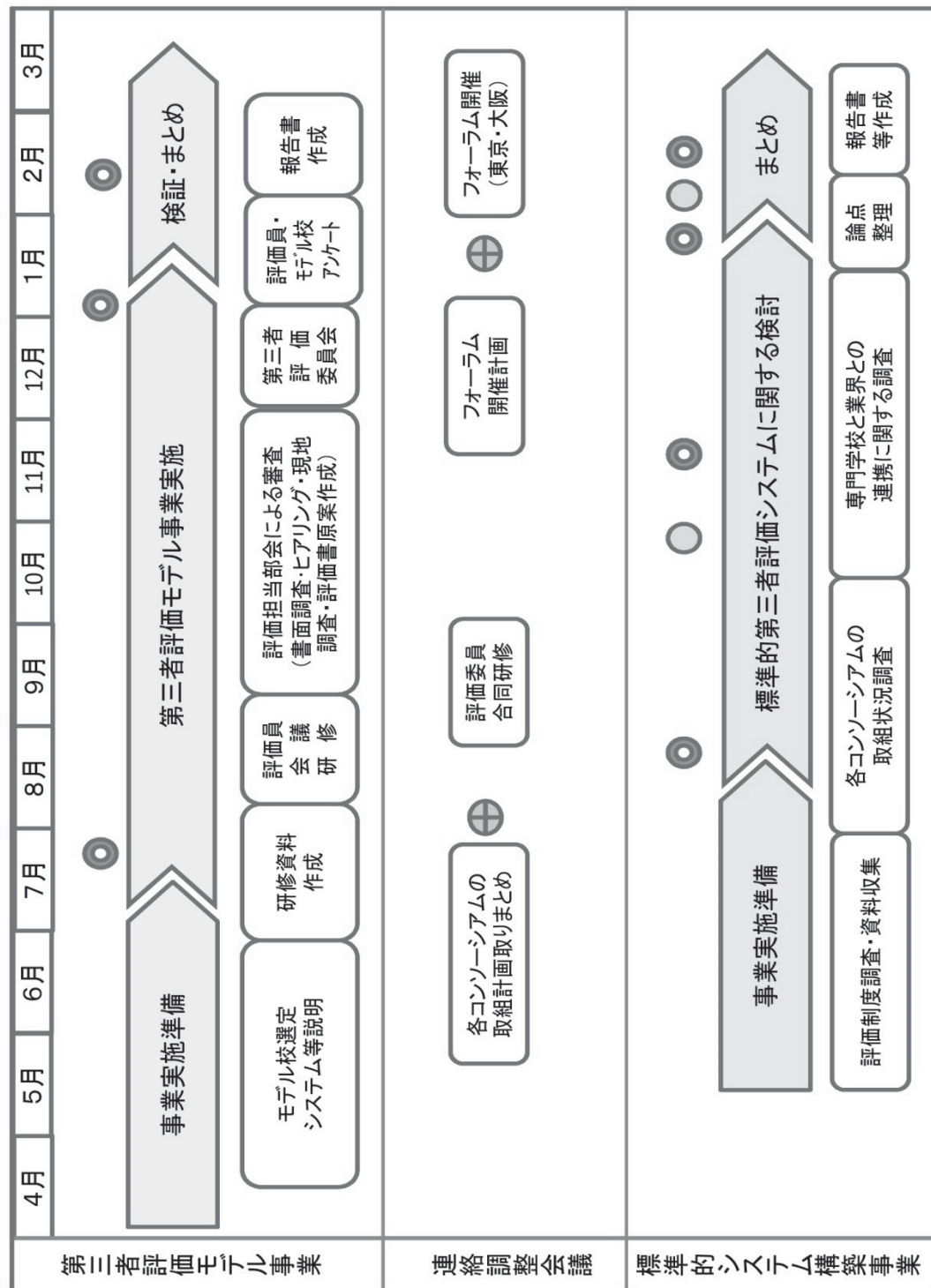
この事業の検討経過を報告し、「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組を推進し、柔道整復師養成分野の専門学校における第三者評価の普及促進及び各分野に共通に適用できるような枠組を持った標準的な第三者評価システムのあり方を考えるための資料として、次の出版物を作成し、専修学校関係者及び関係団体・機関に配布する。

- ① 事業成果報告書
- ② 標準的な第三者評価システムを構築するための論点整理と方向性

(2) 発行部数

各 600 部

平成27年度事業実施スケジュール



第2章 柔道整復師養成校における第三者評価モデル事業の実施

1 第三者評価モデル事業実施計画

平成 27 年度に実施する第三者評価モデル事業については、昨年度の文部科学省委託事業の中で当機構が代表機関として受託した「柔道整復師養成分野に係る第三者評価システムの構築事業」の成果報告書において、具体的な計画を提示している。

今年度の第三者評価モデル事業は、その計画に基づいて実施するよう努めた。しかし、部会開催のスケジュールがステップ計画どおりに進められなくなるなど諸事情により計画変更せざるを得ないことなども生じた。それらの点も含めてモデル事業終了後に検証を行い、それぞれの取組の成果と今後のシステムのあり方に関する課題を抽出し改善方法を検討した。

2 モデル事業に適用する第三者評価システム

今年度の第三者評価モデル事業は、昨年度作成した「柔道整復師養成分野の第三者評価システム原案」と「第三者評価書基準書素案」をベースとして実施することとした。これらは、昨年度末に機構から刊行された『柔道整復師養成分野第三者評価モデル実施のための第三者評価システムの概要』（以下『システム概要』と表記する。）において、システム原案については「柔道整復師養成分野第三者評価実施要項」、基準書素案については「柔道整復師養成分野第三者評価基準書(素案 Ver. 2.0)」として掲載されている。本モデル事業においては、これらの規程及び関連の規程・様式等をもとにモデル事業を実施した。

モデル事業の実施状況の説明に入る前に、これらのシステム及び評価基準の概略を『システム概要』から転載する。

(1) 第三者評価の目的と基本方針

① 第三者評価事業の目的

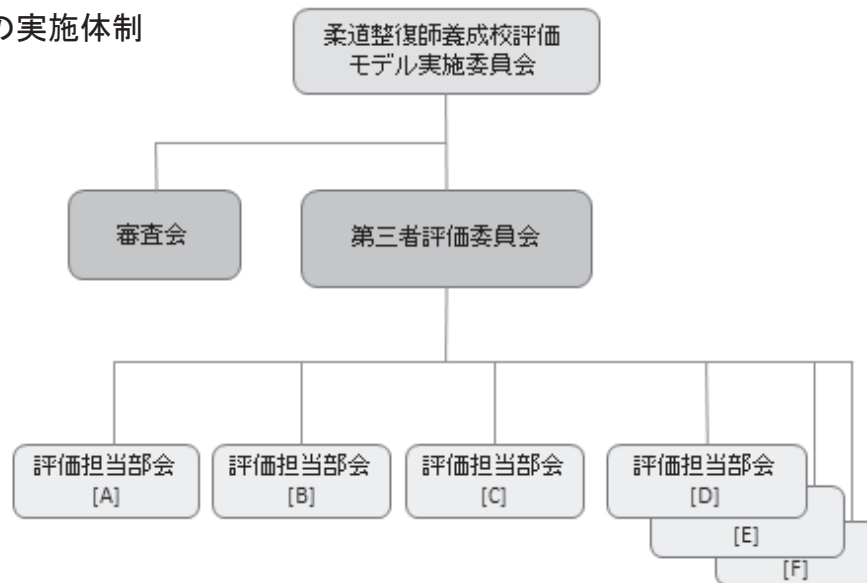
- ・ 柔道整復師養成校の教育の質・水準の明確化
- ・ 柔道整復師養成校の教育の質・内容の向上
- ・ 柔道整復師養成校の社会的認知の向上
- ・ 柔道整復師養成校のステークホルダーとの協同関係の向上
- ・ 柔道整復師養成校選択への利便性提供

② 第三者評価の基本方針

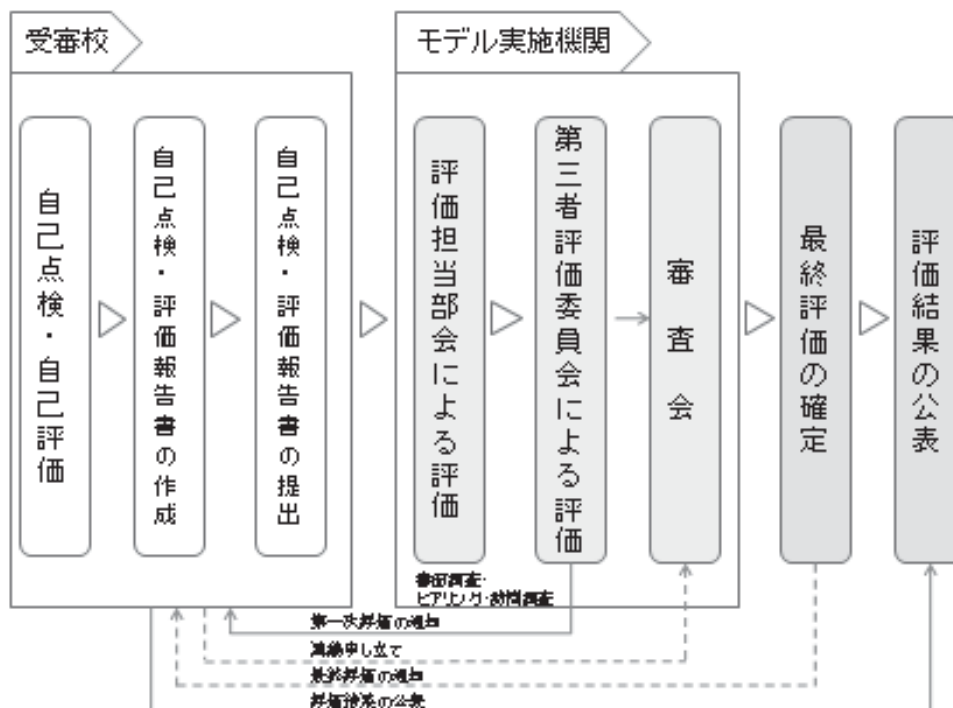
- ・ 「柔道整復師養成分野第三者評価基準」に基づく評価

- ・ 自己点検・評価に基づき、かつ、参照資料として提出された資料を重視する評価
- ・ 柔道整復師など外部者も含む評価
- ・ 透明性・公開性の高い評価

(2) 評価の実施体制



(3) 評価業務のステップ



(4) 柔道整復師養成分野 第三者評価基準(素案 Ver. 2.0)

柔道整復師養成分野 第三者評価基準一覧(素案Ver.2.0)

1/2

柔道整復師養成分野第三者評価基準の評価項目			評価の観点				
大項目	中項目	小項目 (評価の視点)	目標	基準	専門	質	成果
教育理念・目的・育成人材像	理念・目的・育成人材像	理念・目的・育成人材像は定められているか		○			
		育成人材像は専門分野に関連する業界等の人材ニーズに適合しているか			○		
		社会のニーズ等を踏まえた将来構想を抱いているか			○		
学校運営	運営方針・事業計画	理念等を達成するための運営方針と事業計画を定めているか		○			
		学校運営組織を適切に整備しているか		○			
	運営組織	人事・給与に関する制度を整備しているか		○			
		特色ある取組	○			○	
教育活動	目標の設定	理念等に沿った教育課程の編成方針、実施方針を定めているか		○			
		修業年限3年で柔道整復師国家試験を合格できるように目標設定されているか	○		○		
		業界等の人材ニーズに対応した特色ある達成目標を設定しているか (別記例示参照)	○				○
	教育方法・評価等	柔道整復師国家試験受験に必要な教育課程を編成しているか	○		○		
		教育課程編成委員会を設置し、外部の意見を教育課程に反映しているか			○		
		キャリア教育を実施しているか			○		
		柔道整復師としての社会的責任を果たすうえで卒業後も継続した学習が必須であることを認識するための教育を行っているか (別記例示参照)	○			○	
		授業評価を実施しているか		○			
		教育方法について、特色ある取組を行っているか	○				○
	成績評価・単位認定等	成績評価・修学認定基準を明確化し、適切に運用しているか			○		
		学修成果発表会等で達成度を把握しているか			○		
	免許・資格取得の指導体制	柔道整復師国家試験及び認定実技審査のための指導体制はあるか	○		○		
		その他の資格取得について、特色ある取組を行っているか	○				○
	教員・教員組織	資格・要件を備えた教員を確保しているか		○			
		企業等と連携し、教員の資質向上への取組を行っているか			○	○	
		教員組織について、特色ある取組を行っているか	○			○	
学修成果	免許・資格の取得率	免許・資格取得率の向上が図られているか		○			○
		認定実技審査の合格実績は高い水準にあるか			○		○
		柔道整復師国家試験の合格率は高い水準にあるか			○		○
	就職率	就職率の向上が図られているか		○			○
		就職の実績は高い水準にあるか			○		○
	卒業生社会的評価	社会的評価を受けた卒業生の活躍実績があるか			○		○
学生支援	特色ある取組	学修成果の把握について、特色ある取組を行っているか	○				○
	学生生活	学生の経済的側面に対する支援体制を整備しているか		○			
		学生の健康管理を行う体制を整備しているか		○			
		学生寮の設置などの生活環境支援体制を整備しているか		○			
		課外活動に対する支援体制を整備しているか		○			
	学生相談	学生相談に関する体制を整備しているか		○			
	中途退学への対応	退学率の低減が図られているか		○			○
		退学率は低い水準にあるか			○		○
	保護者との連携	保護者との連携体制を構築しているか		○			
	卒業生・社会人	卒業生への支援体制を整備しているか			○		
		産学連携による卒後の再教育プログラムの開発・実施に取り組んでいるか			○		
		社会人のニーズを踏まえた教育環境を整備しているか			○		
教育環境	特色ある取組	学生支援について、特色ある取組を行っているか	○				○
	施設・設備等	施設・設備は専修学校設置基準及び柔道整復師学校養成施設指定規則に定める基準に基づき適切に整備されているか		○	○		
	実習・演習・インターンシップ等	企業と連携して、実習・演習・インターンシップ等の実施体制を整備しているか			○		
	防災・安全管理	防災に対する組織体制を整備し、適切に運用しているか		○			
		学内における安全管理体制を整備し、適切に運用しているか		○			
教育環境	特色ある取組	教育環境の整備について、特色ある取組を行っているか	○			○	

柔道整復師養成分野第三者評価基準の評価項目			評価の観点				
大項目	中項目	小項目（評価の視点）	目標	基準	専門	質	成果
学生の募集と受入れ	学生募集活動	学生募集活動を適切、かつ、効果的に行っているか		○			
	入学選考	入学選考基準を明確化し、適切に運用しているか		○			
		入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に活用しているか		○			
	学納金	経費内容に対応し、学納金を算定しているか		○			
		入学辞退者に対し授業料等について適正な取り扱いを行っているか		○			
	特色ある取組	学生の募集と受入れについて、特色ある取組を行っているか	○				○
財 務	財務基盤	学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか		○			
		学校及び法人運営にかかる主要な財務数値に関する財務分析を行っているか		○			
	予算・収支計画	予算及び執行計画に基づき適正に執行管理を行っているか		○			
	監査・財務情報の公開	私立学校法及び寄附行為に基づき適切に監査を実施し、財務情報を公開しているか		○			
	特色ある取組	財務運営について、特色ある取組を行っているか	○				○
内部質保証	関係法令、設置基準等の遵守	法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか		○		○	
		職業実践専門課程の認定要件を満たし、適正な教育運営を行っているか			○	○	
	学校評価	自己点検・評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか		○		○	
		学校関係者評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか		○		○	
		学校評価結果を改善に繋げるシステムを確立しているか		○		○	
		学校評価に基づく改善活動は成果を上げているか				○	○
	教育情報の公開	教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか		○		○	
社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献	学校の教育資源を活用した社会貢献、地域貢献等を行っているか			○		
	ボランティア活動	学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援を行っているか			○		
	特色ある取組	社会貢献・地域貢献について、特色ある取組を行っているか	○				○
	教育目標として設定した専門技術 (例示)	1 柔道整復術:骨折の整復技術・脱臼の整復技術・軟部組織損傷の初期措置法などの修得	○				○
		2 被覆包帯及び固定包帯術:巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかの研究および技術の習得	○				○
		3 テーピング技術:患部の運動制限・疼痛緩和・血行促進などの研究および技術の習得	○				○
		4 後療法:手技療法 軽擦法・強擦法・叩打法などを用いて自然治癒力を活性化させ損傷の早期回復を図る技術の習得。運動療法 全身運動療法と局所運動療法を併用し機能回復と増進を図る技術の習得。物理療法 電気・光・温熱・冷却・音波などの物理的エネルギーを使用して、生体機能の正常化および恒常性維持機能を高める研究および技術の習得	○				○
		5 鑑別技術(ボディアビゲーション体表解剖を含む):外見上の症状では判断できない症状を各種検査法で鑑別する技術の習得。臨床実習にて治療方針を決め、治療し、評価する技術の習得。	○				○
		6 医療面接:信頼関係の構築の仕方、主訴、現病歴の確認など	○				○
		7 リスク管理:フォルクマン拘縮などの後遺症へのリスク管理。整復・固定・後療法・自己管理などに対する指導管理	○				○
	生涯学習の意欲醸成に関する評価項目 (例示)	1 生涯学習の重要性を現場で活躍する柔道整復師などから聞く機会を設けているか	○			○	
		2 卒後研修等の生涯学習プログラムに在学中から参加する機会を提供しているか	○			○	
		3 「卒後臨床研修制度」をはじめとする生涯学習に対する意欲を醸成するための教育を体系的に行うよう努めているか	○			○	

【評価の観点の説明】

目標	自己目標として、学生の学修成果を中心とした目的・目標を設定しているか
基準	専修学校設置基準、柔道整復師学校養成施設指定規則に定める基準及び専門学校に必要とされる基本的な事項を満たしているか
専門	職業実践専門課程の認定要件及び専門分野に必要とされる基本的な事項を満たしているか
質	内部質保証への取組や手続きが整備され機能しているか
成果	認定課程が目的・目標として設定している学修成果等が達成できているか

【評価区分の色区分別説明】

Should	専門特化した基準・専門技術(A) (質的向上のための基準)
Must	〃・専門技術(B) (基本的基準となる項目)
Must	共通する基準-2 (専門性も含む基準)
Must	共通する基準-1 (基本的基準となる項目。評価研究機構の基準と同一基準)

3 柔道整復師養成校の概要

(1) 柔道整復師とは

柔道整復師については、公益社団法人日本柔道整復師会のホームページで次のとおり説明している。

「昔から「ほねつぎ」「接骨師」として広く知られ、現在は高校卒業後、厚生労働省の許可した専門の養成施設（三年間以上修学）か文部科学省の指定した四年制大学で解剖学、生理学、運動学、病理学、衛生学、公衆衛生学などの基礎系科目と柔道整復理論、柔道整復実技、関係法規、外科学、リハビリテーション学などの臨床系専門科目を履修します。

国家試験を受け、合格すると厚生労働大臣免許の柔道整復師となります。資格取得後は、臨床研修を行い、「接骨院」や「整骨院」という施術所を開業できます。また、勤務柔道整復師として病院や接骨院などで働くこともできます。

また、このような職種・資格を「柔道整復師」と称する理由と現在の活動状況については、公益社団法人全国柔道整復学校教会のホームページで次のとおり解説している。

柔道整復師は、日本古来の武道から派生した日本独自の民族医学に発祥します。柔術における活法（傷ついた者への治療法、手当て）の技術に、近代西洋医学の科学的な知識が取り入れられ、発展しました。外傷による骨や運動器、軟部組織（筋・腱・靱帯など）の損傷に対し、手術や薬ではなく独特の手技によって整復・固定・後療などを行い、人間のもつ自然治癒力を引き出し、手助けすることで治療します。

柔道整復師として活躍する場合は、接骨院、整骨院での施術のみならず、整形外科医院などの医療機関での勤務、スポーツトレーナーとして現場でのケガの応急手当や予防指導、また近年では機能訓練指導員として、福祉・介護の新しい分野で活躍しています。

(2) 柔道整復師養成校の状況

平成 27 年 5 月 1 日現在、柔道整復師養成学科を設置する専門学校（以下「柔道整復師養成校」という。）の数は、学校基本調査によれば全国で 92 校である。4 年制課程は 1 校で、他は 3 年制課程として設置されている。

また、平成 25 年度に創設された専門学校の職業実践専門課程の認定を受けた柔道整復師養成校は、25 年度 20 校、26 年度 10 校で計 30 校あり、全体の 32.6%、約 1/3 の専門学校が文部科学大臣認定を受けている。

柔道整復師養成校については平成 10 年に設置認可緩和に関する司法判断があり、これを受けて従来の 14 校から大幅に柔道整復師養成校が増加したという経緯がある。その結果、柔道整復師と施術所の急増という状況を招いていることから、真に質の高い施術を行う人材を養成することが求められている。教育の質の維持向上を図る観点から、柔道整復師養成校への学校評価制度の導入に前向きな取組が数年前から行われている。

機構が昨年度調査した学校評価の実施状況をみると、自己点検・評価は 71.4%が毎年実施し、不定期実施が 18.4%であり、ほとんどの学校で実施されている。学校関係者評価についても、職業実践専門課程の認定要件となっていることから認定校だけでなく、認定申請の準備を進める学校でも学校関係者評価委員会が設置され取組が進められるようになってきている。第三者評価については、まだ受審校は少なく 5 校に留まっている。

4 モデル事業の実施状況

(1) モデル事業実施スケジュール

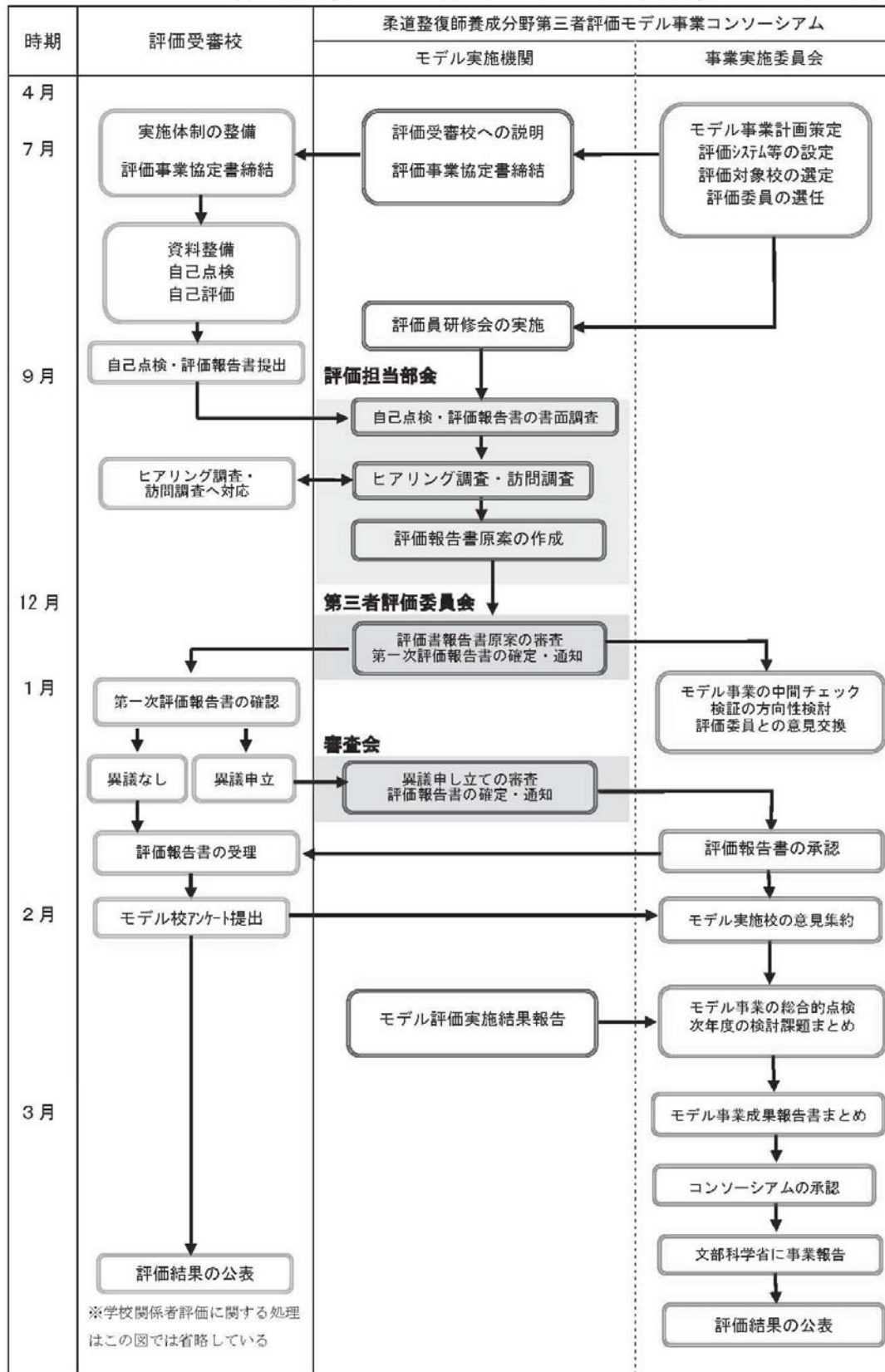
モデル事業は、全体の運営を管理する事業実施委員会、第三者評価業務を実施するモデル実施機関、評価を受ける受審校の三者がそれぞれの役割を担って進めることになる。その各々のステップにおける関わりについては、次頁のスケジュール図のとおりである

なお、このスケジュール図における「事業実施委員会」については、11 頁に掲げた評価の実施体制図にある「柔道整復師養成校評価モデル実施委員会」の役割を包摂した形で示している。本来は、前者の委員会は文部科学省委託事業を実施するコンソーシアムの組織であり、後者の委員会はモデル実施機関に位置されるべき組織である。役割からみると、前者の委員会は、委託事業の目的に沿った方針を提示し事業実施結果の検証を行うことにあり、後者の委員会は、前者の委員会の定めた方針に基づいて第三者評価業務を実施し、その成果物である第三者評価報告書を作成することにある。ただ、事業全体の運営を進めるうえでは、両者の委員会の役割には重複するところもあり、図上でも描き分けるのは煩瑣になるため、「事業実施委員会」の業務として表現していることをお断りしておきたい。

以下は、この図に示した取組内容について具体的に説明する。

第三者評価モデル事業のスケジュール（三訂版）

28.2.12 作成



(2) 準備業務

第三者評価の業務は、評価委員による審査から第三者評価報告書の公表まで、通常6ヵ月から8ヵ月程度を要する。これに受審校における自己点検・評価報告書作成業務を含めるとほぼ10ヵ月から1年間に及ぶ業務となる。さらに、モデル事業の場合は実施結果を検証する期間も必要となる。したがって、モデル事業は通常より早めに事業開始する必要があるが、受託事業という制約もあり、新年度開始とともに事業の本格的スタートを切ることはいできない。そこで、昨年度に発表したモデル事業実施計画書(案)に基づき、以下の準備業務に取り組むこととした。

① 評価受審校の選定及び事業説明

今回のモデル事業は職業実践専門課程を設置している専門学校を対象とするものであるため、現在、職業実践専門課程の認定を受けている全国にある柔道整復師養成校30校の中から選ぶことになる。とはいえ、多くの専門学校は自己点検・評価は実施してきているが、学校関係者評価についても職業実践専門課程の認定要件として取組を始めた学校が多く、その先の第三者評価にチャレンジする態勢にある学校は少ないのではないかと想定した。そのようなことから、昨年度の文部科学省受託事業において委員を派遣し制度検討に協力していただいた柔道整復師養成校3校にモデル事業への参画を要請し了承を受けた。

モデル事業に参画していただくことになった学校の名称とその特徴は次のとおりである。

ア 呉竹医療専門学校（学校法人呉竹学園・埼玉県さいたま市大宮区）

イ 信州医療福祉専門学校（学校法人光和学園・長野県長野市）

ウ 東洋医療専門学校（学校法人新歯会東洋医療学園・大阪市淀川区）

この3校については、アは設置法人が柔道整復師養成校としての長い歴史を有する学校を設置している学校法人が首都圏に柔道整復師養成校を3校設置している、イは地方で1法人が1校のみを設置している、ウは学校法人グループで統一した経営方針などにより活動しているという、それぞれ異なる特徴がある。

第三者評価のモデル事業を受審することに協力を表明した専門学校には、速やかに実施体制を整えていただく必要があるため、そのための事前説明が必要であり、機構事務局員が説明に赴いた。

受審校における説明会には、当該専門学校の校長、事務長、学科長、学科教員などが参加し、モデル事業の趣旨、具体的に学校の作成する文書、

第三者評価の審査手順、評価基準の求めるもの、自己点検・評価報告書の記載要領、証拠として添付する資料類のことなど、仔細に説明を行った。特に、最も重要な審査資料となる自己点検・評価報告書については、具体的な記載例を示し、基準に基づく簡潔明瞭な記述を求めた。

② 評価委員の人選

評価委員については、モデル事業実施計画書(案)に基づき、事務局で人選を年度当初から進めてきた。しかし、学識経験者委員や公認会計士は別としても、柔道整復師関係から3部会12名の委員を選任する必要があり、協力団体の推薦なくしては整わない状況にあった。幸いにして、協力団体から委員が速やかに指名・推薦されたので、個別に委員への具体的な業務説明を済ませることができた。

(3) 第1回モデル事業実施委員会の開催（平成27年7月30日）

事業の開始にあたって、次の点について事務局から説明し、疑問点等にする審議を行った。

- ・本年度の事業計画概要について
- ・文部科学省から示された「職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性」

これらを踏まえ、昨年度定めたモデル事業実施計画書(案)をより具体化した事業実施計画書において、実施体制とスケジュール、第三者評価受審校を決定した。

また、評価委員として推薦等のあった者について、第三者評価委員会委員、各校の評価を担当する評価担当部会委員として選任した。

さらに、評価委員に対する研修の実施内容について審議し、評価委員全員が受講できるよう、同一内容の研修を2回設定することとし、8月26日と28日に評価委員会議と研修会を開催することを決定した。



(4) モデル評価事業協定書の締結（平成 27 年 8 月 1 日）

モデル事業を円滑に遂行するため、コンソーシアムとモデル校との間で、主として業務分担と費用負担に関する協定書を取り交わした。

モデル評価事業協定書の様式は、巻末の資料集に収録してある。

(5) 評価委員会議及び研修会の開催（平成 27 年 8 月 26 日・28 日）

評価委員会議及び研修会は、各回 6 時間にわたり、主に次のような内容で行った。

① 事前案内・メンバー紹介

② 柔道整復師養成分野モデル第三者評価の進め方

講師：早稲田速記医療福祉専門学校 高橋稔先生

ア モデル第三者評価の考え方と評価部会の業務

イ 柔道整復師養成分野の第三者評価基準

ウ 第三者評価の手順

エ 第三者評価報告書の記述方法

③ 分野別評価項目の評価方法

講師：早稲田速記医療福祉専門学校 高橋稔先生

④ 医学教育分野における分野別評価の取組

講師：東京慈恵会医科大学教育センター長・教授 福島統先生

⑤ まとめ・柔道整復師養成分野のモデル第三者評価の特徴

講師：私立専門学校等評価研究機構 理事 関口正雄

⑥ 質疑応答・意見交換・閉会



(6) 評価担当部会における審査（書面調査）

（9月17日～11月6日。この日付は、3部会の開始日から終了日である。）

8月末までに各モデル校から自己点検・評価報告書及び参照資料集（各8部、ほかに報告書の電子ファイル1部）が事務局に提出された。

事務局で全般的に点検し、書類の不備などの有無を確認したうえで、各担当部会の委員に1部ずつ送付し、部会開催前にあらかじめ目を通していただいた。

部会における審査は、書面調査3回、ヒアリング・訪問調査1回、第三者評価報告書の原案作成2回で、計8回の調査を行った。

書面調査では、モデル校から提出された自己点検・評価報告書について、評価基準の中項目ごとに記述内容とその証拠となる添付資料（参照資料）を調べ、基準の求める内容を満たしているか、確認を行った。文書上で不明確な点は後の調査に委ねることとした。書面調査は、基本的には自己点検・報告書上で記載されていることをしっかり読み込み、基準適合性に関する討議を行い、その中で特長として評価できる点や更なる努力・向上を期待する点などを取り上げていく重要な過程である。



書面調査では、審議を円滑に進めるために事務局で「評価シート」（様式は巻末の「資料集」参照）に、評価中項目ごとに小項目で求めている事項について適合しているか、その証拠資料があるか、チェックを付し、気付いた点などをメモしておき、具体的な説明をしたうえで審議に入るようにした。

審議の過程では、専門学校から参加した委員と業界側から参加した委員とで、意見の一致が見出せないこともあり、その場合はヒアリング・訪問調査で確認することで、次の項目に進むこととした。

このようにして、評価基準中項目の37項目について審議を進めるたが、3回の部会で十分な審議を尽くすためには、事前の読み込みと討議内容の整理が肝要である。

(7) 評価担当部会における審査（ヒアリング・訪問調査）

（10月28日～11月25日）

前述のように、書面調査の過程で自己点検・評価報告書の記述内容が不明確で、参照資料においても確認できない場合は、評価対象となっているモデル校に直接確認することとなる。事務局では、これらの事項を項目順にまとめ、「訪問調査・ヒアリングシート」（様式は巻末の「資料集」参照）を作成し、モデル校に送付し、学校訪問時に回答していただくよう依頼のうえ、ヒアリング・訪問調査を実施した。

訪問調査日程を決めるにあたっては、専門学校側の学事日程等の都合を優先的に考えなければならないが、一方で評価担当部会の委員側からはできるだけ学校の教育現場の現状を見たいという要望もあり、訪問時期については適切な時期を選ぶ必要がある。



ヒアリング・訪問調査は、本来は書面調査を終えて実施することが望ましいが、評価側・受審側双方の日程その他の事情から並行して行うこととなった。

まず、ヒアリングの主要な目的は、書面調査での疑問点を解明することにある。このヒアリングの対象となる事案は主として次の3点である。

- ・具体的でないこと（理想・予定など時期が明確でないこと）
- ・資料が示されていないこと

（自己点検・評価報告書に記述されている事柄からは評価基準の求めることを満たしていると思われるが、それを実証する資料が参照資料集に入っていない、確認ができないこと。理事会議事録など学外への持出しが困難な資料については、現地で閲覧のうえ確認）

- ・学校側の考え方を確認する必要があること

（教育理念・方法については、それぞれの考え方があるので、委員間に議論があった場合に、学校側の説明を聞くこと）

ヒアリング・訪問調査は、評価担当部会委員がモデル校に行き、学校長・事務局長・柔道整復師学科長・担当教員等と面談しながら、質疑応答し、また学内の教室・実習施設その他の教育施設を視察し、自己点検・評価報告書

に記述された事柄について実地に調査するものである。

日々の授業がどのように行われているかは、実習室に入り、つぶさに個々の器具等を点検し実習の効果を判断し、授業については教室に入らずに廊下から視察した。学生の生活環境は学生が座る椅子に腰かけて感得するようにする、このようにして、学校における教育の全体的な状況について調査した。

今回、この調査の中で特別に設定したのは「学生インタビュー」である。これは、在学生に対し評価委員が対面し、インタビュー形式でその学校教育の実態を確認する目的で行った。

インタビューに参加した学生は、各学年2名、できれば昼間部・夜間部から各1名とし合計6名を選んでいただくよう学校にお願いした。（インタビューの取扱いに関する規程等は巻末の「資料集」参照）

選ばれた学生には、あらかじめ学校選択の理由、教育内容に関する意見、施設設備に関する要望、将来の進路等に関するアンケートに対する回答をしていただき、それらも参考にしながら約1時間のインタビューを行った。

インタビューは、評価委員・学生とも、はじめは緊張した雰囲気でもスタートしたが、ほどなくリラックスした感じでの質疑応答となり、学生の率直な意見や要望を聴くことができた。その専門学校のソフトウェアやハードウェアを見るだけでは窺い知れないような実感を得ることができたということから、有意義な取組であった。



（学生インタビューの状況）

(8) 評価担当部会における審査（評価報告書原案の作成）

（11月6日～11月27日）

自己点検・評価書の審査とヒアリング・訪問調査を経て、第三者評価を行うための調査は一応終了したことになるが、その結果を第三者評価報告書に取りまとめるためには、各委員の評価判断を確認する必要がある。

このため、部会を開催する前に、事務局から各委員に評価基準の各中項目に関する評価コメント案を作成していただいた。

この評価コメント案をもとに、事務局で評価報告書の原案を作成し、部会審議のたたき台とした。

部会では、評価基準の適合性、コメントの内容などについて、各中項目ごとに討議した。

第三者評価書原案の総評の記述については、中項目における議論を踏まえて、部会長と事務局で取りまとめを行った。

(9) 第三者評価委員会における審査（12月25日）

この第三者評価モデル事業では、評価担当部会における審査と第三者評価委員会における審査の二階層構造による審査を行った。なお、この評価による審査結果に学校側から異議があれば審査会を設け、さらに厳密な審査を行って結論を出すこととした。

このモデル事業では、各部会から提出された第三者評価原案をあらかじめ各委員に送付したうえで、第三者評価委員会を開催した。

この第三者評価委員会においては、各部会から提出された第三者評価報告書原案の評価内容のバランス、評価表現の調整などを主として行う役割を担っている。

審査の過程では、評価判定において大異はなかったが、評価表現に関連する指摘が少なからずあり、部会において再検討すべきことなどが示された。

この委員会の審査を経たことにより、モデル校の第三者評価報告書（第一次報告書）が確定した。

(10) 第2回モデル事業実施委員会の開催（平成28年1月8日）

第2回モデル事業実施委員会では、第三者評価報告書（第一次報告書）とこれまでのモデル事業の実施経過について報告し、その間での問題点の検討と今後の事業の進め方などについて課題提案を行い、これからの取りまとめと検証の方法について審議した。この委員会には3つの評価担当部会から各部会長が出席し、部会における書面調査等の問題点について意見具申し、委

員と討議を行った。また、評価担当部会委員アンケート調査結果もこの委員会に報告した。

(11) モデル校への第一次報告書の通知（平成 29 年 1 月 19 日）

第三者評価報告書（第一次報告書）は、モデル校に送付し、この内容に異議がある場合は、2 週間以内に異議申し立てを行うよう通知した。

(12) 第三者評価報告書の確定

各専門学校に通知した第三者評価報告書（第一次報告書）に対しては、若干の表現上の修正要望はあったが、評価判断に関する異議申立てはなく、表現修正を行ったうえで、第三者評価報告書は確定した。

(13) 第 3 回モデル事業実施委員会の開催（平成 28 年 2 月 12 日）

第 3 回事業実施委員会では、第三者評価モデル事業の実施経過を報告し、モデル校アンケートの内容などを説明した。また、事業全体に関する意見・改善要望等の検証を行うため、事業の各タスクにおける実施結果を明らかにし、委員会の評価を受けることとした。

事業の遂行については特に問題がなかったが、モデル事業そのものについては、改善意見等さまざまな意見が各方面からあった。それらについては、次項において検証項目として提示する。

5 モデル事業の検証

(1) 検証のプロセス

① 意見等の整理

以下の会議等で取り上げられた意見等を整理する。

- ・ 事業実施委員会における意見等 …………… 意見区分記号 a
- ・ モデル評価担当部会における意見等 …………… 意見区分記号 b
- ・ 第三者評価委員会における意見等 …………… 意見区分記号 c
- ・ 評価委員アンケートにおける意見等 …………… 意見区分記号 d
- ・ モデル校アンケートにおける意見等 …………… 意見区分記号 e
- ・ 第三者評価システム構築委員会及び学校評価調査検討部会で検討された課題等 …………… 意見区分記号 f

② 課題の抽出と分析

意見等を次の性質別に分類し、課題を抽出・分析し、解決の方向性等を検討する。

- ・第三者評価システムに関する課題
- ・評価基準に関する課題
- ・その他、実務上の課題

(2) 第三者評価システムに関する検証

① 評価システムの基本的問題について

【改善・見直しの意見等】 ※ 文末の英字は前記(1)の意見区分記号を示す。

- ・設置法人と学校運営との関連の把握が困難。c. d
- ・法人の設置する学校以外の施設の取扱いが評価対象になるのか、学校の教育活動との関連性など判定が難しい。d

【課題⇒改善の方向性】

・多数の専門学校を設置する大規模法人（又は、複数の法人からなる法人グループ）においては、学校運営に関する業務を法人部門で取り扱っているケースがある。この場合、学校の調査だけでは把握されず、これをどのように取り扱うべきか。

⇒ 自己点検・評価報告書において、法人（又は法人グループ）が関与する業務については、役割分担・運営方法を明確に説明し、意思決定のルールを示すように求める。

⇒ 学校運営については、運営の方法はどのような方法であれ、教育活動が成果を上げているかを評価するという考え方でいい。

・臨床実習の場となっている法人附帯事業の接骨院などについては、施設内容に関する評価ができるか。

⇒ 実習教育の内容は評価の対象となる。運営方法など施設に帰属する問題については、評価の対象にならない。

② 評価委員について

【改善・見直しの意見等】

・学校経営に関することは、それに携わった者でないとなかなか理解できない。これは分野には関係がないので、他分野の学校関係者も委員として参加させた方がいい。d

・専門知識を持っている人材を数名増員する必要がある。d

・柔道整復師の活躍分野は介護やスポーツインストラクターの分野にも拡大している。業界関係者委員の選任にはこれらも視野に入れる必要がある。a

- ・専門分野委員を1名減らし、他分野の委員を入れる方がいい。d
- ・業界関係者委員には専門学校のことを全く知らない人がいる。ある程度、専門学校の実情も知っている人を選ぶべきではないか。f
- ・公認会計士などの財務担当委員は部会に出席し審議に参加してほしい。d

【課題⇒改善の方向性】

・学校運営を評価するために、他分野の学校評価委員を加える必要があるか。
⇒ 評価委員には私学行政関係者や事務局長なども参加し、学校運営の実情が分かっているので、特に他分野から評価委員を選任する必要はない。

・専門分野委員の数や介護・インストラクターなどの関連する分野関係者をどこまで委員として選任するか。
⇒ 業界の動向にも変化があり、予算的制約などもあるので、来年度事業の課題として検討していく。

・業界側委員は専門学校についてどの程度知っているべきか。
⇒ 基本的には、専門学校の実情を知らなくとも、教育内容が業界で求めるものにフィットしているかを専門的に判断してもらうことに期待している。
⇒ 業界関係者委員については、評価事業に参加する前に受ける研修で専門学校の実情についても加えることを検討する。

・公認会計士の評価活動はいかにあるべきか。
⇒ 公認会計士の評価委員は、学校の財務担当者からヒアリングする機会を設け、評価担当部会にも1回出席する方が望ましい。
⇒ 学校評価を理解する公認会計士は少ないので、適当な人材に一定数参加してもらえるようになるかということが、今後の課題である。

③ 評価業務について

【改善・見直しの意見等】

- ・1回3時間の会議では予定の項目の審査が十分できない。d
- ・1回3時間が限度なら、書面調査の回数をあと1回追加した方がいい。d
- ・大規模の学校の審査は、回数を増やす必要がある。b.d
- ・書面調査、評価報告書作成はスケジュール的にかなり厳しい。部会の回数を増やすべきだ。d
- ・評価資料の量が膨大で、すべて読みこなすのは困難である。d

【課題⇒改善の方向性】

- ・ 書面調査・評価報告書作成の部会開催回数はどの程度必要か。

⇒ 評価担当部会における資料分析などの作業を更に効率化するとともに、日程についても調整できるか、今後検討する。

⇒ 評価業務に習熟すれば、評価判断が速くなるという要素もあるので、回数の問題だけではない。

- ・ 大規模校は部会開催回数を増やすべきか。

⇒ 学生数などが多くても、評価する項目は一定であり、通常の部会回数で審査をすべきである。

④ ヒアリング・訪問調査について

【改善・見直しの意見等】

- ・ ヒアリング・訪問調査は評価の審査上重要であり、もう少し時間を取るべきである。d

・ カリキュラム通りに実際の授業が行われているか、確認することができるように日程調整を図るべきである。d

・ 遠隔地にある学校の場合、前泊をし、翌日 9 時半頃から訪問調査を開始した方がより理解を深める調査ができる。d

【課題⇒改善の方向性】

- ・ ヒアリング・訪問調査を円滑に行うにはどのような日程で実施すべきか。

⇒ ヒアリング・訪問調査は 1.5 日とする方向で検討する。

⇒ 遠距離にある学校については、宿泊を含む日程を検討する。

- ・ 授業参観を訪問プログラムに組み込むか。

⇒ 見学スペースの確保など、学校側に協力してもらえれば、プログラムに含むことも有効である。

⑤ 学生インタビューについて

【改善・見直しの意見等】

- ・ 学生インタビューの方法は適切だが、もう少し時間をかけてもいい。b

- ・ 事前にアンケートを取っているが、あまり役に立っていない。b

【課題⇒改善の方向性】

- ・学生インタビューの時間はどの程度がいいか。

⇒ 学生の都合も考えて、時間が許すなら2時間程度が適当と思われる。

- ・事前アンケートを取る必要があるか。

⇒ 事前アンケートは学校側が回収するので、学生のアンケート内容を事前に学校側に知られる可能性がある。学生には質問項目などを例示して示せばいいので、事前アンケートは行わないこととする。

- ・在学生インタビューに加え、卒業生インタビューも必要ではないか。

⇒ 来年度の事業から卒業生インタビューも実施するよう検討する。

(3) 評価基準に関する検証

① 評価基準・評価判断について

【改善・見直しの意見等】

- ・評価判断においては、学校が自ら課題として認識しているかどうか判断の分かれ目になる。認識していても実践していないなら、「否」の判断となり、認識し実践している、又は着手している場合は「可」と判断する。c

- ・評価基準ベクトルの統一（客観化）が難しいと感じた。d

- ・「特長として評価する点」と「更なる向上を期待する点」の取り上げる内容に混乱がみられるので、再度整理が必要。c

- ・評価基準は「適」・「不適」など、結果を明確に示した方がよい。d

- ・今回の評価では「可」・「否」評価は行われていないが、「可」と評価される基準（評価の視点）を示してもらえば、評価を受ける者の目標ともなり、報告書や資料の取りまとめ方法も検討できる。f

- ・評価委員の意見を全部取り入れると焦点がぼやける。学校側に評価結果がはっきり伝わるように結論を討議すべきだ。d

- ・財務に関する中項目の評価は、視点を見定め、記述を再考する必要がある。

c

- ・合同授業やインターンシップの問題など、都道府県の指導に微妙な差異がある事柄について、どう評価すべきか、今後の課題である。c

- ・厚生労働省の基準をはるかに上回る施設設備等を備えた学校に対して総評か中項目の評価で記述をすべきである。C

【課題⇒改善の方向性】

・評価判断における課題認識と実践との関係をどう考えるか。

⇒ 学校が自ら課題として認識していない場合

→ 「否」又は「更なる向上を期待する点」と判定

学校が自ら課題として認識しながら実践していない場合

→ 「否」又は「更なる向上を期待する点」と判定

学校が自ら課題として認識しており、着手している → 「可」と判定

学校が自ら課題として認識しており、すでに実践している

→ 「可」又は「特長として評価する点」と判定

・同様の事項でA校とB校で評価上の取扱いが同一になっているか。

⇒ 評価判断上で、ある事項を普通とみるか、優れているとみるかは、本来統一すべきであるが、現在、そのデータがまだ十分蓄積されていないので、今後の課題である。当面の対応として、評価対象校を横断的に比較し、また、養成校全体の水準も考慮して判断をしていく必要がある。

・評価判定は「可」・「否」など、結果を明確に示した方がよいか。

⇒ 第三者評価を初めて受ける学校としては、現行の評価判定の方法が受け入れやすく、学校のよいところと改善すべきところもわかる。一般の受け止め方も考えなければならないが、この方法に問題があるとまではいえない。

⇒ 第三者評価の導入を促進していくという視点からの配慮も必要であり、現段階ではこの評価判定の方法から始めていい。

⇒ 「可」・「否」判定は評価制度の蓄積がもう少し必要であり、当面、来年度は「特長として評価する点」と「更なる向上を期待する点」とその中間にある「普通」の状態という3段階構造の評価方式で実施し、「更なる向上を期待する点」の表現方法など運用の仕方を検討する。

・評価委員の意見をどう取りまとめるか。

⇒ 全評価委員からの評価意見を事務局で取りまとめているが、これは評価担当部会においてしっかり討議し、矛盾点を取り除き、網羅的評価にならないように、採否を決定していくべきであり、部会長をはじめとする会議運営に今後も習熟するようにしていく必要がある。

・財務基盤に関する評価の記述のあり方はいかにあるべきか。

⇒ 財務関係の評価に当たっては、(2)の②で述べた方法を取り入れること

で、財務諸表の分析だけでなく学校の財務運営の実情も踏まえて総合的に評価判断を行うことになると考えられるので、評価の記述内容についてもより実情に即したものとなるはずである。

・設置基準や養成施設指定規則に基づく都道府県の指導等における取扱いの差異がみられる場合、評価上ではどのように取り扱うべきか。

⇒ 都道府県の指導等についてはグレーゾーンもあり、評価機関では十分な情報を持っていないので、問題に取り上げられた事案については、背景の事情等をよく調べ、クリアしているかどうかという視点よりも実質がどうなのかということで判断することになる。

⇒ 柔道整復師養成施設に関しては、この1年程度の間には制度の見直しで規則の改正が見込まれており、合同授業やインターンシップの問題はクリアされる可能性がある。

【改善・見直し意見等には出ていないが、重要事項として討議された課題】

・学修成果に関する評価はいかにあるべきか。

⇒ 学修成果の把握方法については、現行の評価基準では国家試験合格率や就職率などの定量的な指標で判定しているが、学修の達成度合を捉えるためにヒューマンスキル等のような定性的な面の評価も視野に入れるべきである。この学修成果の評価方法については、まだ確立されていないので、今後、分野別評価を進めるために必要な最も大きな課題である。

⇒ どのような人材を育て、どういう能力を持った人物を、どれだけ多く育成しているかということが評価できれば、難しいが意味のある評価になる。

⇒ このような評価については、基準を学校側に任せるより評価機関の方でルーブリック（評価基準表）のようなものを策定する必要がある。ただ、あまり精緻なものではなく、ある程度単純なものとするべきである。

② 評価項目について

【改善・見直しの意見等】

・設置基準等の適合性、職業実践専門課程の認定要件の適合性を評価の視点に挙げられているが、取扱いについては今後検討する必要がある。a. f

・内部質保証に関する評価項目は、①PDCAサイクルが有効に機能しているか、②システム導入の第一段階では自己評価に関する個別項目の評価対象とする、という二通りの方式が考えられるが、いずれをとるべきか。f

・アカウンタビリティの観点から、学校選択の情報として必要な項目は何か、

検討する必要がある。f

- ・高等学校の進路指導上の参考となる「財務の安定性」、「学生の在籍状況」、「どういう教員がいるか」という項目は継続的に知りたい。f
- ・同じことについて評価項目間で横断的に問われる項目があり、同じ事業のことを何度も記述したことがあった。e
- ・中項目の表現で、受審校に意図が伝わっていないと思われる項目が散見される。表現の再考が必要ではないか。d
- ・小項目は、中項目の求めている内容が具体的に理解できるようになっている点はいいが、項目数が多過ぎるように思う。b. d
- ・小項目で、柔道整復師養成校としては判断しにくい項目や評価できない項目もあった。小項目の内容の再検討が必要である。b. d

【課題⇒改善の方向性】

・文部科学省の方向性に関する文書の「評価の視点」に、設置基準等の適合性、職業実践専門課程の認定要件の適合性の認定ということが示されているが、具体的にどのように取扱うべきか。

⇒ この点については、第三者評価システム構築委員会において検討した結果、適合性の「認定」という用語には疑義が出たが、評価の取扱いとしては設置基準や認定要件にある個別の項目について把握をしてその実情を評価するということとされた。

・内部質保証に関する評価項目は、①PDCAサイクルが有効に機能しているか、②自己評価に関する個別項目の評価対象とする、という2方式が文部科学省の方向性に関する文書で示されているが、柔道整復師養成校の評価基準における取扱いの考え方はどうか。

⇒ 柔道整復師養成校の第三者評価基準では、大項目9〔内部質保証〕において学校評価の取組状況について具体的に内容をチェックし評価するようにしている。これは②に基づく取扱いであり、第三者評価システム導入の第一段階では学校評価ガイドラインにある評価項目の内容を直接見る必要があるため、この方式が適切と考えている。

・評価項目の追加、関連ある評価項目の整理など、基準の項目を見直す必要があるか。

⇒ 評価項目については、引き続き見直しを行い適切なものとなるよう努めていく。

・中項目の評価表現で、意図が伝わり難い項目を見直す必要があるか。

⇒ 小項目まで見てもらえば、大体の意図はわかってもらえると思うが、今後、中項目の説明の仕方を工夫するか、表現そのものを改めるか検討する。

・小項目の項目数が多過ぎないか。また、柔道整復師養成校にはなじまない項目などがないか。

⇒ 評価基準全体の構成を見直す際にこの点についても適切性を考えて検討する。

③ 評価表現について

【改善・見直しの意見等】

・総評の記述は、取組の要約にとどまらず、学校の実践に対する評価をもつと明確に示すべきだ。 c

・評価コメントの表現方法が難しい。 d

・「更なる向上を期待する点」については、曖昧な文章表現になることもあり難しい。取扱いの明確な文例を示すべきだ。 d

・評価コメントの表現方法を統一すべきである。「更なる向上を期待する点」については次の表現に統一することを試みた。

「望まれる」、「期待する」、「期待したい」

(単調になる、ニュアンスが出ないなどの欠点もある。) b

・学修成果に関するコメントで具体的な数値を記述するか、抽象表現にとどめるか、共通ルールを設けるべきである。 b

【課題⇒改善の方向性】

・総評の記述のあり方をどう考えるか。

⇒ 各中項目の評価はより具体的に焦点を当てて評価するようにしているが、総評はこれらより全体的な視点に立って書くように心がけている。実際にはどういう表現方法が適切か、具体的な文例などを示すなど、今後の課題として取組んでいく。

・「更なる向上を期待する点」の記述のあり方をどう考えるか。

⇒ (3)の①で述べたように、「更なる向上を期待する点」については評価上の取扱いを含め具体的な表現方法などを検討する。

⇒ 語尾の表現を数種用意し、「更なる向上」の中でもどのレベルなのか、違いがわかるように示すという方法も考えられる。

- ・学修成果の表現方法はいかにあるべきか。

⇒ 前記(3)の①で述べたように、学修成果に関する評価基準の問題は今後検討を進めるべき重要な課題である。学修成果の表現方法もその中で検討することとする。

(4) その他の実務上の課題に関する検証

① 第三者評価の実施時期等について

【改善・見直しの意見等】

- ・今回はヒアリング・訪問調査が書面調査が終了していない時期に先行して行ったのは残念。d

- ・学校訪問は、11月は認定実技審査や卒業試験と重なるので、前月までに実施した方がよい。d

- ・評価を受ける学校との事前打ち合わせをもっと行うべきだ。d

【課題⇒改善の方向性】

- ・第三者評価に要する期間・実施時期など年間スケジュールをどうするか。

⇒ 第三者評価の実施スケジュールは、評価を受ける学校の行事等を考慮しながら設定しなければならないが、基本的には7月頃から半年程度の期間で実施することが望ましい。また、6月までの準備業務については、評価機関と受審校がよく打ち合わせて進めることが、第三者評価を円滑に推進するための必須条件といえる。

(5) 検証結果のまとめ

全般的にみて、『システム概要』における第三者評価システム原案「柔道整復師養成分野第三者評価実施要項」及び「柔道整復師養成分野第三者評価基準書（素案 Ver. 2.0）」に関しては、概ね適当とする肯定的意見が多く、否定的意見は少ないことから、評価システム及び評価基準は有効なものと考えられる。

しかし、部分的な改善意見等が多数寄せられており、その具体的な内容は、前記(2)～(4)でみたとおりである。その中で、来年度事業への課題として挙げられた主な項目は次のとおりである。

① 第三者評価システムに関すること

- ・評価委員の構成や人数のあり方

- ・財務評価における公認会計士の活用と審査方法

- ・評価担当部会における業務の効率化と日程配分と調整
- ・ヒアリング・訪問調査の日程等の見直しと調整
- ・卒業生インタビューの導入

② 評価基準に関すること

- ・評価判断に必要なデータの蓄積
- ・「更なる向上を期待する点」の運用方法と評価表現の検討
- ・学修成果の把握方法に関する研究
- ・評価項目の整理と表現の適正化
- ・総評の記述のあり方

これらの課題については、他のコンソーシアムの取組状況も参照し、第三者評価システム構築委員会における検討状況も参考にしながら、評価システム及び評価基準のブラッシュアップを図っていくこととする。

また、今回はステークホルダーの意見等を収集するに至らなかったが、これも来年度の事業検証を行う際に課題として検討することとしたい。

第3章 別分野に係る第三者評価モデル事業に取り組む他のコンソーシアムとの連絡調整

1 連絡調整会議の目的

平成 27 年度事業の一つとして実施する「別分野に係る第三者評価モデル事業に取り組む他のコンソーシアムとの連絡調整」の事業目的及び組織構成については、第 1 章において記述したとおり、分野別に第三者評価モデル事業に取り組む 11 のコンソーシアムが一堂に会し、各団体の事業進捗状況を確認する中で、情報の共有化を図り、共通の課題などを検討することになっており、その連絡調整会議の事務局を当コンソーシアムが担うことになった。

当該事業の具体的な取組は次の 3 点である。

- ・連絡調整会議の開催 2 回
- ・評価員研修会の開催 1 回
- ・第三者評価フォーラムの開催 2 回（東京・大阪）

2 連絡調整会議の開催

(1) 第 1 回連絡調整会議（平成 27 年 7 月 28 日・アルカディア市ヶ谷私学会館）

① 文部科学省からの方針説明

職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について（文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室
白鳥室長）

② 各コンソーシアムの取組計画について

・11 コンソーシアムから今年度実施する第三者評価モデル事業の取組計画について説明

・文部科学省・専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議委員の川口昭彦先生と前田早苗先生から講評・質疑・応答

③ 平成 27 年度連絡調整会議の取組スケジュール説明

・平成 27 年度事業スケジュールについて事務局から説明し、評価員研修会の日程を決定



(2) 第2回連絡調整会議（平成28年1月21日・アルカディア市ヶ谷私学会館）

① 平成27年度事業の実施状況報告

- ・各コンソーシアムの事業実施状況の経過報告
- ・川口昭彦先生と前田早苗先生から講評
- ・質疑・応答

② 職業実践専門課程における標準的な第三者評価システムの構築に関する取組状況報告

- ・当機構の関口正雄夫理事から「職業実践専門課程における第三者評価システムに関する検討項目」について説明

③ 職業実践専門課程における第三者評価フォーラムの開催計画説明

- ・事務局から東京及び大阪におけるフォーラム開催計画を説明し、それぞれの会場における分野別第三者評価モデル事業実施状況を報告するコンソーシアムを決定

④ 来年度事業に関する説明

- ・文部科学省・白鳥室長から、来年度事業の予算編成状況に関する説明

3 評価委員研修会の開催

(1) 研修会の概要

① 開催の目的

今年度の各コンソーシアムが実施する第三者評価モデル事業に参加する評価委員に、第三者評価制度の趣旨や評価業務の実例についての基本的理解を得てもらうために実施する。

なお、各コンソーシアムの事業において適用する評価システム及び評価基準等の解説等については、各団体で対応するものとする。

② 研修受講対象者

各コンソーシアムの第三者評価モデル事業に参加する全評価委員

③ 開催日時及び会場

- ・開催日時：平成27年9月7日（月） 午後1時30分～5時
- ・会場：アルカディア市ヶ谷私学会館

④ 研修内容及び講師

- ・第三者評価制度と評価者の心得

講師：川口昭彦先生（独立行政法人 大学評価・学位授与機構 顧問）

- ・専門学校の第三者評価の事例紹介

講師：高橋稔先生（早稲田速記医療福祉専門学校 講師）

- ・意見交換その他

(2) 研修内容

① 第三者評価制度と評価者の心得

- ・ 21 世紀の社会が求める人材像とは
- ・ 高等教育のパラダイム・シフト
- ・ 保証すべき「質」とは
- ・ 大学等の認証評価制度
- ・ 専修学校教育の質保証の方向性
- ・ 専門職高等教育質保証機構の
試行評価



② 専門学校の第三者評価の 事例紹介

- ・ 柔道整復師養成分野における第三者評価モデル事業の実施体制
- ・ 評価業務とその流れ
- ・ 基準の構成と考え方
- ・ 要求事項の理解
- ・ 自己点検・評価報告書の構成と記述・確認、評価の判断と手順
- ・ 第三者評価報告書の記述方法

③ 質疑応答・意見交換



4 第三者評価フォーラムの開催

(1) フォーラムの概要

① 開催の目的

職業実践専門課程における第三者評価制度について、各コンソーシアムのモデル事業を紹介するとともに、第三者評価システムの標準化をめざす取組における論点と方向性を説明し、専門学校関係者の広範な意見を聴取し、次年度以降のシステム開発の参考とする。

② 参加者

次の関係者団体等に案内を送付・周知し参加を呼びかけた。

- ・専修学校関係者
- ・専修学校に係る業界関係者
- ・高等学校関係者
- ・行政・学界関係者等



(2) 第三者評価フォーラム

東京 (参加者 160 人)

① 開催日時及び会場

- ・開催日時：平成 28 年 2 月 4 日（木） 午後 1 時 30 分～5 時
- ・会場：アルカディア市ヶ谷私学会館

② プログラム

- ・開会挨拶 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会 会長 山中祥弘
- ・基調報告 職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性
文部科学省 生涯学習政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室
室長 白鳥綱重

- ・各コンソーシアムからの報告

ア 情報・IT分野

学校法人岩崎学園理事・総務部長兼経営企画部長 植田 威

イ 美容分野

学校法人メイ・ウシヤマ学園 ハリウッドビューティ専門学校
国際交流センター長 川島鋼太郎

ウ 柔道整復師養成分野

特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

事務局長 真崎裕子

- ・ 職業実践専門課程の標準的な第三者評価システムの論点と方向性
特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 理事 関口正雄
- ・ 講評・意見交換
大学評価・学位授与機構 顧問・名誉教授 川口昭彦
国立大学法人千葉大学 普遍教育センター 教授 前田早苗

(3) 第三者評価フォーラム大阪（参加者 152 人）

① 開催日時及び会場

- ・ 開催日時：平成 28 年 2 月 24 日（水） 午後 1 時 30 分～5 時
- ・ 会 場：大阪私学会館

② プログラム

- ・ 開会挨拶 一般社団法人大阪府専修学校各種学校連合会
常務理事 森 慈郎
- ・ 基調報告 職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性
文部科学省 生涯学習政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室
室長 白鳥綱重

・ 各コンソーシアムからの報告

ア ファッション分野

学校法人ミクニ学園
大阪文化服装学院
理事長 森 慈郎

イ 理学療法・作業療法分野

学校法人福田学園
大阪リハビリテーシ
ョン専門学校
主任 中平剛志

ウ 自動車整備分野

学校法人小山学園
東京工科自動車大学校 校長 佐藤康夫



- ・ 職業実践専門課程の第三者評価 共通項試案
特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構 理事 関口正雄
- エ 講評・意見交換
大学評価・学位授与機構 顧問・名誉教授 川口昭彦

第4章「職業実践専門課程」第三者評価に関する標準的なシステムの概念設計

1 標準的な第三者評価システム構築の意義と目標

職業実践専門課程の先進的な取組として昨年度から検討を進めている第三者評価システムの構築事業は、分野の異なる8つのコンソーシアムにおいて、当該分野の実情に即したシステムや評価基準を策定し、今年度はそのモデル事業を実施し、結果の検証を行う計画である。また、今年度から新たに3分野のコンソーシアムも加わり、合計11分野のコンソーシアムがそれぞれ競い合うようにシステム開発とモデル事業に取り組んでいる。

11コンソーシアムは、連絡調整会議において、それぞれ開発中のシステム構築の考え方や問題点について意見交換し、情報の共有化を図りつつ事業を進めているが、各分野の特性や諸事情の違いから、第三者評価システムの全体像は一樣ではなく、分野によって大きく異なる点も見受けられる。

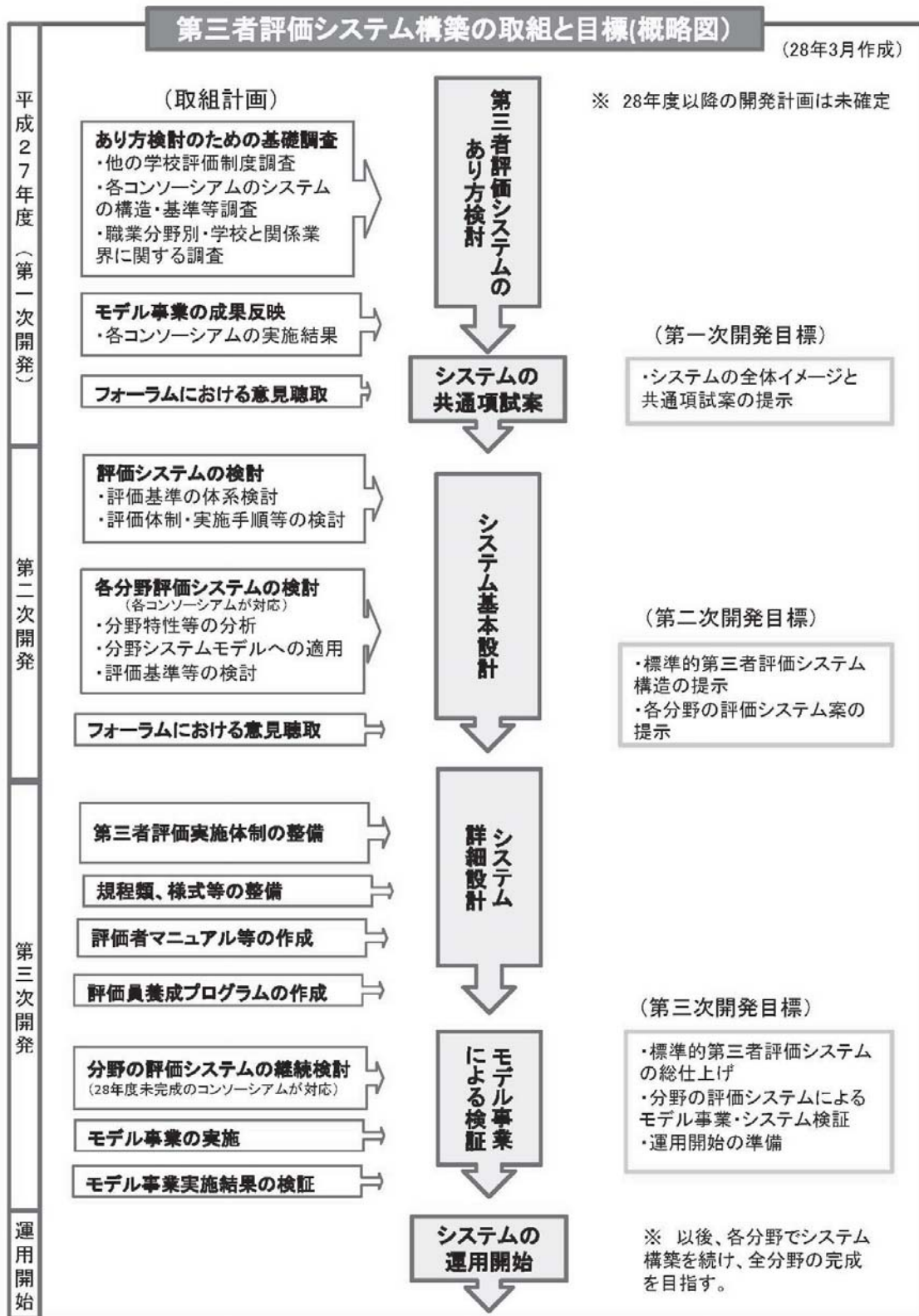
今後、職業実践専門課程を設置する専門学校が第三者評価機関を自主的に創設させ、評価を受けていくことは専門学校の教育の質の保証・向上に資することであり、時代の趨勢にも適っている。とりわけ、学校選択の利便性を高めるといった評価の目的の一つに込められるような評価制度であるためには、分野ごとに全く異なる評価方式ではなく、ある程度共通な枠組で構成された評価システムが必要である。一方で、職業実践専門課程の第三者評価を全く同一の評価システムと評価基準で実施することは、それぞれの分野の持つ多様な特性を考慮すると適正な評価を行うには困難が伴う。

そのようなことから、職業実践専門課程の第三者評価制度の基本的な枠組みはできるだけ共通なものとし、各分野は其中でそれぞれの分野特性を生かすようなシステムや基準の工夫を行うことが適切であると考えられる。

本事業では、各コンソーシアムの取組成果を見ながら、各分野に通じる標準的な第三者評価システムを構築しようとするものである。

そのため、今年度事業においては、他の学校評価制度や職業実践専門課程の教育と密接な関わりのある業界の状況等を調査し、システム構築上の論点や方向性を検討しながら、第三者評価システムの共通項と課題を探求することとする。

2 標準的な第三者評価システム構築のための全体計画



3 第三者評価システム構築委員会等における検討状況

(1) 第1回第三者評価システム構築委員会（平成27年8月31日）

事業の開始にあたり、まず事務局から事業計画の概要とスケジュールを説明した。

続いて、文部科学省の白鳥室長から「職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性について」の詳細な説明があった。



さらに、関口委員長の標準的な第三者評価システム構築に関する課題の提示に対して、検討の目的・着地点や各コンソーシアムのシステム開発状況等に関して討議を行い、今後の検討のための基礎的な調査を行うことなど決めた。

また、各分野の状況を調査するため、各コンソーシアムからメンバーを選出し、この委員会の下部組織として学校評価検討部会を設置することを決定した。

(2) 第1回学校評価調査検討部会の開催（平成27年10月30日）

部会開催に当たって各コンソーシアムの今年度の取組状況報告書の提出を求め資料集を作成した。部会では、まず標準的第三者評価システムの構築に取り組む趣旨、委員会における審議状況とこの部会の役割について説明を行い、質疑応答と意見交換を行った。

続いて、各コンソーシアムから資料集に基づき取組状況の報告を行い、意見交換を行った。

(3) 第2回第三者評価システム構築委員会（平成27年11月16日）

次の議題について資料提出者からの説明に対し討議を行った。

- ・各コンソーシアムの取組状況について

第1回部会で提出された各コンソーシアムの取組状況資料集の増補改訂版（事務局提出）

- ・職業実践専門課程における第三者評価のあり方について

第三者評価システムの検討項目一覧表、専門学校制度の動向と学校評価の問題、分野特性のとらえ方に関する種々の問題等（関口委員長提出）

- ・「職業実践専門課程の第三者評価（計画中）と技術者教育の第三者評価（JABEE 審査）のプログラム評価としての特徴の比較」（工藤委員提出）

このほか、「専門学校と業界との連携に関する調査項目」と「第三者評価フォーラム実施計画」が決定された。

(4) 第3回第三者評価システム構築委員会（平成28年1月18日）

前回の委員会で調査項目を決定した「専門学校と業界との連携に関する調査」について、部会を通じて各コンソーシアムに調査依頼した結果を一表に取りまとめて発表し、討議を行った。主な調査事項は次のとおりである。（詳細は、巻末資料集4に収録）

- ・当該分野に関わりの深い業界の関係団体とその特徴
- ・業界の求める人材像とその人材要件等に関する業界との協議等
- ・専門学校に対する業界からの支援等
- ・業界に対する専門学校からの支援等
- ・コンソーシアムにおける学校評価機関の設立計画等の有無
- ・専門学校と業界との連携に関する自由意見

また、第三者評価システムに関する検討項目として掲げた項目中の次の5項目を選んで、4コンソーシアムにおけるシステムの比較を行いながら、制度のあり方を検討した。

- ・評価の観点
- ・評価システムの構造
- ・評価項目
- ・評価表現
- ・評価委員の構成

(5) 第2回学校評価調査検討部会の開催（平成28年1月28日）

「専門学校と業界との連携に関する調査」について、より具体的な状況説明が各委員からあり、活発な質疑が行われた。

また、評価システムの検討項目について、各コンソーシアムのシステム設計の考え方や事情などについて意見交換を行った。これらの討議内容等は、次回の委員会の検討資料として報告することになった。



(6) 第4回第三者評価システム構築委員会（平成28年2月2日）

前回の委員会及び部会における意見等を整理分類し、「職業実践専門課程の標準的な第三者評価システムに関する検討事項」として一覧表にまとめ、会議の討議材料とした。主な討議項目は次のとおりである。

- ・第三者評価の位置付け（評価の目的と意義）
- ・評価システムの構造（評価の観点・機関別評価と分野別評価）
- ・評価基準（評価項目・判断基準・評価の段階・最終表現）
- ・評価方法（評価体制・評価委員の構成・評価のサイクル）
- ・評価機関（運営組織・事務局）
- ・システム構築計画（スケジュール計画）

これらの検討をもとに論点を整理し方向性のあり方を模索し、事項に掲げる「職業実践専門課程の第三者評価 共通項試案」を作成し、フォーラムで発表することとした。

また、本年度事業の成果報告書の構成等を検討し、東京と大阪で開催される第三者評価フォーラムの発表内容等についても決定した。

最後に、文部科学省の白鳥室長から来年度事業に関する説明があり、委員会を終了した。

4 職業実践専門課程の第三者評価 共通項試案

職業実践専門課程の第三者評価 共通項試案

1. 前提事項

①評価の目的、意義

職業実践専門課程を有する専門学校が、第三者評価機関を自主的に創設させ、受審していくことは、専門学校の質の保証・向上に資することであり、時代の趨勢に対応している。

＊職業実践専門課程に対する公的助成（4道県）の動きに着目。

②評価の対象

職業実践専門課程における教育活動や教育成果を核としながらも、課程を有する専門学校、さらには帰属する法人の一部局面が、第三者評価の対象である。

③機関別評価と分野別評価

今年度 11 分野の取り組みにおいて、分野特性に対応した評価項目が実際にどう定められるかに注目する。それら分野特化した評価項目と学校評価ガイドラインに示される機関別評価項目との関係や統合については今後の課題とする。

2. 第三者評価システムの共通項

①評価の視点

- i) 学修成果（→分野共通の成果目標、分野に特化した成果基準、学校が独自に定める成果目標）の視点
 - ii) 内部質保証（→学校における PDCA サイクル）の視点
 - iii) 機関別評価項目（→学校評価ガイドラインにおける大項目）の視点
 - iv) 設置基準、職業実践専門課程の認定基準、国家資格における指定規則の基準などコンプライアンスの視点
- * i)、ii)、iii) については、重複があることに留意。

②評価項目

評価の視点に基づき、第三者評価機関が定める。

③評価の判断基準

各第三者評価機関は、一定の共通する評価判断基準を定め、評価者はこれを共有し評価にあたるべきである。

* 評価判断基準の 1 例

- i) 評価項目に示される点について、課題として認識しているのみの段階では、否
- ii) 改善、課題解決への行動がスケジュール化し実施体制ができている場合は可、
- iii) 具体的な成果が出ている場合は、可以上の評価

④評価の段階

11 分野においても、2 段階から 5 段階まで様々な評価段階がみられる。

③評価判断事例に対応し、まずは 3 段階を基本としてはどうか。

⑤評価の最終表現

評価段階に対応した評価表現を、各第三者評価機関が定める。

⑥評価体制と方法

- i) 2 階層の評価体制が基本
 - ・各受審校への書面調査、ヒアリング、訪問調査などを実施し、第三者評

価報告書第一案をまとめる各評価部会

- ・各評価部会の評価結果を、公平性や論理性などの観点から総合的に見直す上位の委員会（評価部会とは異なる新たな評価員で構成する場合、新たな評価員に各評価部会の代表を加える場合、評価部会評価員で構成する場合などがある）
- ・この他、上位の委員会がまとめた評価報告書最終案への受審校の異議申し立てに対し、上位の委員会が再検討する場合と、別に新たな評価者でこれを検討し、評価の最終結果として確定する審査会などを設ける場合がある。この場合は、3階層の体制となる。

ii) 重要なステークホルダーへのインタビュー

訪問調査時には、学生、卒業生など学校にとって重要なステークホルダーへのインタビューを実施する。対象範囲は、各評価機関が定める。

⑦評価員の構成

評価者の属性を以下の4分野とし、以下の6～7名程度を基本として構成する。業界と学校教職員については特に公平性の観点から2名としている。総人数は、評価機関の運営上の制約からおのずと上限があると考えられる。

- ・学校と教育についての学識者1～2名、
- ・対象となる職業分野の専門人材について見識を持つ業界側の人2名、
- ・当該分野の学校の管理職（教務、校務）2名、
- ・会計の専門家1名

⑧評価サイクル

5年とする。職業教育機関の場合、教育活動は各業界の人材像、人材要件等と対応している点を考慮した。

⑨公開・公表

- i) 第三者評価報告書は、第三者評価機関が公開。受審校もホームページなどで学校の立場で公開する。
- ii) 第三者評価における自己評価報告書も公開されることが望ましい。但しその際、学校が毎年行っている自己点検評価との関係を明確に説明・表示する必要がある。

3. 課題

①自己点検・評価、学校関係者評価との関係

第三者評価の評価視点として、内部質保証がある。職業実践専門課程では、学校関係者評価はPDCAサイクルのチェックがその役割である。両者の違

いを明確にする必要があらう。

学校関係者評価は、自己点検・自己評価の枠内で、独立した外部評価ではないため、評価者の選任、評価基準、評価方法、評価者の訓練などは、学校が決めることになっている。

学校関係者評価の方法的な厳密性、客観性をどこまで求めるべきか。

②学修成果の評価の明確化

学習成果の評価は、第三者評価の中核である。就職率、合格率、退学率など数値化できる成果目標の他に、分野に特化した技術・技能の習得や学校独自の目標にも含まれるヒューマンスキル系の諸能力の獲得については、その妥当性（業界側から見た適切性など）、成績評価の方法と客観性の根拠を明示する必要がある。

③評価機関

i) 分野別評価機関と機関別評価

分野別の教育活動・学習成果の評価を中心とした第三者評価団体設立の動きがある。その構成は、学校協会、職種団体、関連学会、関連する国家資格関連団体などによることが多い。

分野別評価機関が、教育活動に関連する範囲で機関別評価を一部あるいはすべての項目を行おうとする場合、分野別第三者評価団体がそれらも実施するのか、機関別第三者評価団体と連携して実施するのか、いずれかの展開が予想される。

ii) 評価者の育成

- ・評価機関の運営では、評価者の育成は不可欠。育成研修を定期的を実施し、評価実施前には事前の研修を行う必要がある。また定期研修終了者を含め評価者を安定的に確保するための登録制度を創設することも求められる。

- ・財務評価者の育成は急務

会計の専門家は、学校法人会計に加え、専門学校経営のあり方についての理解を持った人材（経常費助成のない状態での経営、という事情等）が必要で、一朝一夕には育成できない。評価団体が協力し合い、経験者を招いた研修を行うなどして育成に急ぎ取り組むべきである。

④公的助成への対応

職業実践専門課程に対し経常費助成を県が行う事例が出てきている。こうした場合に、より客観的で厳密な学校状況の行政への報告、情報公開といった観点で、第三者評価がどのように関係していくのかを注視していく必要がある。